

## 第11回医療安全管理業務監査報告書

福井大学医学部附属病院医療安全管理業務監査委員会規程に基づき、監査を実施しましたので、以下の通り報告します。

### 監査方法

福井大学医学部附属病院の医療安全管理業務について、医療安全管理責任者及び医療安全業務従事者等から、説明聴取と資料閲覧により報告を求め、監査を実施しました。

日時：令和4年9月8日（月） 15:30～16:50

場所：福井大学医学部附属病院 医療環境制御センター会議室（オンライン方式併用）

### 監査項目

- 1) 用語の定義に関する現状の確認について
- 2) 終末期を含む将来的な医療・ケアの方針に関する意思決定について

### 監査結果

1. 用語の定義に関する現状の確認について
  - 1) 医療安全管理に関わる用語として、オカレンスとインシデントの定義について再確認が行われるとともに、院内で使用する用語についても適切に見直が行われていることを確認いたしました。
  - 2) 用語の見直しに伴って、院内報告システムで使用する用語についても修正が行われるとともに、変更の内容が職員に対して広く周知されていることを確認いたしました。
  - 3) 法によって定められている全ての死亡事例の報告に関しては、院内報告システムを用いて報告が行われ仕組みになっているとともに、その発生状況は医療安全管理部の職員によって全数が速やかに把握され、適切に検討が行われていることを確認いたしました。
2. 終末期を含む将来的な医療・ケアの方針に関する意思決定について
  - 1) 終末期における心肺蘇生に対する意思決定（DNAR）については、ワーキンググループで検討を行って院内統一ルールを作制し、その内容について電子カルテを用いて共有する仕組みが作られていることを確認いたしました。
  - 2) 終末期を含む将来的な医療・ケアの方針に関する意思決定については、ワーキンググループ（ACP ワーキング）において検討が行われ、院内統一の指針が作られていることを確認いたしました。また、必要に応じて緩和ケアチームで意思決定の支援が行なわれ、重大な判断が必要な場合には、医学系研究倫理審査委員会にて検討が

行なわれる体制となっていることを確認いたしました。なお、人生の最終段階における意思決定にはいくつかの段階があるため、フローチャートなどを用いてその手順を示すと、臨床の現場で問題に遭遇した際に、より適切に対応ができるようになると思いますので、ご検討ください。また、現場の取り組みを残すためにも、結果だけでなく、意思決定の過程についても記録を残す仕組みについても、ご検討ください。なお、福井県医師会では、福井県版のエンディングノートを策定して公開講座なども開催していますので、運用にあたってはこちらもご参考にされると良いと思います。

- 3) 患者の自己決定の支援は、患者の権利と尊厳を守る上で非常に重要なプロセスであり、特に終末期の意思決定については医療安全にも大きく関わってくる課題と考えますので、重大な課題については医療安全管理部門も検討に関与されるなど、更に積極的な取り組みが期待されます。

#### 総括

福井大学医学部附属病院における医療安全管理業務の状況について監査を行い、特定機能病院として高度な医療を提供するために必要な安全管理体制が構築されている事を確認いたしました。

引き続き、医療安全管理対策の徹底に努めていただく様、お願いいたします。

令和4年9月8日

福井大学医学部附属病院医療安全管理業務監査委員会  
委員長 長島 久